

保護者の皆様

## 子どもたちの安全を最優先するために

～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力のお願い～

文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず発生しています。

児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう定めています。

保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和2年 横浜市教育委員会

### 児童虐待防止法等に関する法律

#### 第5条（児童虐待の早期発見努力義務）

学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に勤めなければならない

#### 第6条（児童虐待に係る通告義務）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない

ほごしゃ みなさま  
保護者の皆様

## こ どもたちの安全を最優先するために

じどうぎやくたい かん がっこう つうこくぎ む りかい きょうりよく ねが  
～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力のお願い～

もんぶかがくしょうによれば、じどうぎやくたい かん そうだんたいおうけんすう いぜん そうか  
文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加  
けいこうにあり、とく こ せいのめい うば じゅうだい じけん あと た  
傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず  
はっせい  
発生しています。

じどうぎやくたい しゃかいぜんたい かいけつ しんこく もんだい  
児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

ほうりつ がっこう じどうぎやくたい そうきはっけん  
法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、  
そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために  
「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

よこはましこども ぎやくたい まも じょうれい し しみん ほごしゃおよ  
また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び  
かんけいき かんとう せきむ しめ しゃかいぜんたい こ ぎやくたい まも  
関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう  
さだ  
定めています。

ほごしゃ みなさま こ ども あんぜん まも がっこう じどう  
保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童  
ぎやくたいはっけん つうこく りかい ほごしゃ がっこう れんけい こ  
虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの  
あんぜん みまも たいせい きょうりよく ねが  
安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和2年 よこはましきょういくいいんかい  
横浜市教育委員会

### じどうぎやくたいぼうしほうとう かん ほうりつ 児童虐待防止法等に関する法律

#### だい じょう じどうぎやくたい そうきはっけんどりよくぎむ 第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

がっこう じどうふくししせつ びやういん た じどう ふくし ぎょうむじょうかんけい だんたいおよ がっこう きょうしよくいん じどうふくししせつ  
学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設  
の職員、医師、保健師、弁護士その他の児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあ  
ることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない

#### だい じょう じどうぎやくたい かか つうこくぎむ 第6条 (児童虐待に係る通告義務)

じどうぎやくたい う おも じどう はっけん もの すみ しちょうそん とどうふけん せっち ふくしじむしょ  
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所  
若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告  
しなければならない

おとな なた  
大人の方へ

こ ぶんぜん まも  
子どもの安全を守るために

がっこう ぎゃくたい かのうせい とき  
学校は、虐待の可能性がある時は  
くやくしょ じどうそうだんしょなど  
区役所や児童相談所等に必ず伝えます

よこはまし  
横浜市では、みんなで子どもを虐待（暴力や食事をあげない等）から必  
ずまも  
守ります。

ぎゃくたい  
虐待されているかもしれない子どもを見つけたとき、学校は必ず、すぐに区  
やくしょ じどうそうだんしょなど つた くに ほうりつ  
役所や児童相談所等に伝えます。これは国の法律です。

れいわ ねん  
令和2年（2020年） よこはましきょういくいいんかい  
横浜市教育委員会

国の法律 児童虐待の防止等に関する法律

第5条（児童虐待の早期発見努力義務）

第6条（児童虐待に係る通告義務）

Gửi đến những người lớn)

## **Để bảo vệ an toàn cho trẻ em**

**Khi thấy trẻ có khả năng bị ngược đãi, nhà trường nhất định phải liên lạc với các nơi như Sở Hành Chính hoặc Cơ Sở Tư Vấn Nhi Đồng**

Ở Thành phố Yokohama, tất cả mọi người nhất định phải bảo vệ trẻ em không bị tình trạng ngược đãi (chẳng hạn như gây bạo lực, hoặc không cho các em ăn).

Khi phát hiện thấy những em nào có thể có khả năng bị ngược đãi, nhà trường nhất định phải liên lạc ngay lập tức với các nơi như Sở Hành Chính, hoặc Cơ Sở Tư Vấn Nhi Đồng. Đây là Luật của Quốc Gia.

Hội Ủy Viên Giáo Dục Thành Phố Yokohama năm 2020

**国の法律 児童虐待の防止等に関する法律**

**第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)**

**第6条 (児童虐待に係る通告義務)**

A todos os adultos:

## **PARA A PROTEÇÃO E SEGURANÇA DAS CRIANÇAS**

**Quando houver alguma suspeita de abuso,  
as escolas informarão as prefeituras,  
os centros de assistência ao menor, etc.**

Em Yokohama é dever de todos assegurar a proteção das crianças contra os abusos como violências, negligências, etc.

Se a escola suspeitar que uma criança é vítima de abuso, irá informar imediatamente as prefeituras, os centros de assistência ao menor, etc. Isto está determinado por lei nacional do Japão.

Secretaria da Educação de Yokohama, 2020

Lei Nacional Sobre a prevenção do abuso infantil

Artigo 5 (Obrigação de detectar precocemente o abuso infantil)

Artigo 6 (Obrigação de denunciar qualquer tipo de abuso infantil)

各位家长

## 为了保护孩子们的安全

# 在发现孩子有被虐待的可能性时 学校必须通报区政府和儿童咨询所

在横滨市必须要大家来保护孩子们不被虐待（受暴力或衣食住得不到照顾等）。

在发现孩子有被虐待的可能性时，学校必须马上通报区政府和儿童咨询所。这是国家法律所规定的。

2020年 横滨市教育委员会

日本国家法律 有关防止虐待儿童的法律

第5条 （早期发现虐待儿童的努力义务）

第6条 （有关虐待儿童的通报义务）

Dear Parents and Guardians:

**For the Safety and Protection of Children**

**If schools suspect abuse,  
they are required to report it to  
the ward office or a child counseling center.**

In Yokohama, it's everyone's responsibility to protect children from abuse such as violence, malnourishment, etc.

If schools suspect that a child is being abused they are required to report it to the ward office or child counseling center immediately. It's federal law.

Yokohama Board of Education, 2020

**Japanese Federal Law** Child Abuse Prevention Act

Article 5 (Obligation to Detect Child Abuse Early)

Article 6 (Obligation to Notify Child Abuse)